

防災業務計画（BCP 含む）

令和4年4月1日制定

（公社）秋田県トラック協会

1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は、災害基本対策法（昭和36年法律第223号）第6条及び秋田県地域防災計画第2章 第14節（救援物資の調達・輸送・供給計画）に基づき、公益社団法人秋田県トラック協会（以下「協会」という。）が、地震、風水害等各種災害（以下「災害」という。）発生時に、会員の被災状況の確認、地域住民の安全確保、迅速かつ的確な応急対策の実施並びに避難場所等への緊急物資の輸送を的確に実施することを目的とする。

(計画の方針)

第 2 条 前条の目的を遂行するため、秋田県及び関係市町村の地域防災計画、並びに緊急物資輸送協定等に対応する基本的な方針として、協会の「防災体制の整備」「防災業務計画（BCP含む）」及び「緊急物資の輸送、広域連携支援」の対応について定めるものとする。

(業務の所掌)

第 3 条 この計画推進のための事務は、協会の事務局においてこれを行う。

2章 防災体制の整備

(行政機関との連絡体制)

第 4 条 国・地方自治体等関係行政機関との定期的な連絡を緊密に行い、災害予報及び警報の伝達、情報の収集に必要な相互間の体制の確立に努める。

また、緊急物資輸送車両に必要な燃料の優先的な確保及び運行が可能となるよう、関係行政機関との情報交換に努める。

(防災知識の習得と訓練)

第 5 条 協会は、平時から職員並びに会員等に対し、防災知識の普及・意識の向上を図り、災害発生時の状況に応じた適切な行動がとれるよう必要な情報の周知を図るものとする。

また、協会が防災機関としての指定地方公共機関の一員として果たす役割等について、広く県民への広報に努める。

2 災害時に、必要かつ適切な防災活動に備えるため、地方自治体の実施する訓練に参画するとともに、緊急物資の輸送等訓練活動を通じて非常時対応の習熟

に努める。また、災害時における通信・連絡体制の確立、非常参集、緊急物資の輸送等訓練活動を通じて非常時対応の習熟に努めるため、協会職員及び会員を対象とした訓練を定期的実施する。

(災害用品の備蓄及び基金の積み立て)

第 6 条 大規模な災害等が発生した場合、情報収集及び連絡等を行うため携帯電話や衛星通信装置など、無線系通信設備を配備する。

2 災害時に備えた災害用品として発電機、簡易トイレ、毛布、寝袋、飲料水、食料品等の備蓄品を配備する。

3 災害時には、燃料・資機材等の不足が予想されることから、緊急物資輸送のための燃料、資機材等の調達相手先、調達手続き等について関係機関と連携し整備するものとする。

4 災害等の緊急物資輸送及び必要な諸活動を支えるためには、資金的裏付けが必要となることから、人件費、車両使用料、一時立替金の調達方法等必要な手続き等を整備するものとする。

また、災害を受けた場合の協会会員等関係事業所への見舞金の支出、及び再建資金確保対策を整備するものとする。

3 章 防災業務計画

(初動体制の確立)

第 7 条 職員は、テレビやラジオ等により災害の情報を把握するとともに、震度 6 弱以上の場合であって、本人及び家族等に被害がない場合は可能な限り、自動参集とする。

2 参集した職員は、協会建物等の被害状況の確認を行い、業務の実施に支障がない旨の確認を行う。

(職員の安否確認)

第 8 条 前条第 1 項により、職員は自動参集するものとするが、その際、職員はもとより同居の家族の安否等の確認を行い、災害用伝言ダイヤル、若しくはその他の電子媒体を活用し報告するものとする。

2 安否確認の報告後、出勤が可能な者は協会に自動参集し、前条第 2 項の業務を行うものとする。

(災害時の体制)

第 9 条 地域内において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合、津波警報が発表された場合及び大雨・暴風等により甚大な被害が発生した場合、又はその恐れがある場合は「非常体制」として災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 職員は、地域内において震度 5 弱又は 5 強の地震の発生により津波警報が発表された場合及び大雨・暴風等により相当程度の被害が発生する恐れのある場合は「警戒体制」として、テレビやラジオ等から情報収集を行う。

（災害対策本部）

第 10 条 前条第 1 項により協会に災害対策本部を設置する場合は、協会長を対策本部長とする。

2 対策本部は、対策本部長の指示により地域の被害状況及び会員の被害情報の把握に努めるとともに、被害状況等について所管行政庁に報告するものとする。

3 対策本部は、自治体等との緊急物資輸送協定（以下「協定」という。）に基づき、緊急物資の輸送対応に備えるとともに県の災害対策本部と関係を取りながら必要な対策を講ずるものとする。

4 章 緊急物資の輸送

（緊急物資の輸送）

第 11 条 緊急物資の輸送は、自治体等との輸送協定に基づき対応することを基本とする。また、対策本部長が緊急かつ必要と判断した場合についても対応することとする。

2 前条の緊急輸送物資輸送は、別に定める「緊急物資輸送実施要領」により対応するものとする。

5 章 広域連携支援の体制

（広域支援体制の確立）

第 12 条 東北トラック協会から、災害支援の要請があった場合は、東北トラック協会の規定に従い対応することができるものとする。

2 東北トラック協会傘下の各県トラック協会から支援要請があった場合も、同様の取り扱いにより対応するものとする。

〔附 則〕

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。